

# 修正案のポイント

修正案は、原案の骨格と核心部分は守り、前回の委員会で出された修正意見を補強の形で取り入れる方針のもとに、自民党や公明党議員の意見や前回の発言の真意を別途確認したうえで作成しました。

## I. 第3条 市民及び事業者の責務

市長や議員に求めてはならないのは

【原案】権限又は地位による影響力を不正に行使する



【修正案】政治倫理基準に反することとなる行為

「不正に行使するということは、一体何をもって、どの時点で不正というふうに判断するんですか。」という自民党議員の質問にこたえたものです。

「2親等の姻族を含めない内容に」（市民の会アンケートへの公明党議員の回答）との意見に対応するものです。

「努力規定であるのであれば、『辞退し』じゃなくて、『辞退するよう』とか、そういうふうを書いたりとかすればいいのかなとは思う」（自民党議員）という発言にこたえたものです。

「豆腐屋さんとか八百屋さんとかそういうのを含めなくてもいいと私は思うんですが。」（公明党議員）という発言、「小額の契約案件を除くように」（公明党議員）のアンケート回答に対応するものです。

「つくば市の倫理条例には、市長も議員もすべて納税情報を公開しているとなっていますが、これについて検討していただく用意はありますか」（公明党議員）という発言をふまえて盛り込みました。

## II. 第5条 市との請負契約等に関する遵守事項

### ① 対象となる親族の範囲の見直し

【原案】配偶者及び2親等内の親族が経営する事業者



【修正案】配偶者、2親等内の血族若しくは1親等内の姻族が役員をする事業者

### ② 努力規定である趣旨を徹底

【原案】請負契約等を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない



【修正案】市民に疑惑の念を生じさせないため、請負契約等を辞退するよう努めなければならない

### ③ 親族事業者の少額の契約は対象からはずす

【原案】すべての請負契約等を辞退



【修正案】請負契約等を辞退（中略）。ただし、親族事業者においては、市規則で定める少額の契約については、この限りでない。

## III. 新第7条 税等納付状況報告書

- 市長と議員は、市民税などの納付状況報告書を毎年作成する。
- 議員の納付報告書は議長に提出する。
- だれでも納付報告書の閲覧ができる。

### その他

政治倫理審査会の会長・副会長については、規則で定めることとし、条文を削りました。

「会長を置く云々、こういうことは本来まさしく今おっしゃるように規則で定めるべきだろう」（自民党議員）との発言に対応したものです。

